

## 焼津市産業立地奨励事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の事業者の設備投資の促進及び市外への転出の抑制並びに市外の事業者の市内への誘致を図るため、産業立地奨励事業を行う企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則(昭和60年焼津市規則第1号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業立地奨励事業 次に掲げる要綱に基づく補助金(以下「産業立地関係補助金」という。)のいずれかの交付を受け、市内において工場等を設置する事業をいう。
  - ア 焼津市産業立地促進事業費補助金交付要綱(平成16年焼津市告示第76号)
  - イ 静岡県新規産業立地事業費補助金交付要綱(平成26年静岡県告示第582号)
  - ウ 焼津市立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱(平成27年焼津市告示第68号)
  - エ 県内立地工場等事業継続事業費補助金交付要綱(平成25年静岡県告示第928号)
  - オ 焼津市次世代産業等立地事業費補助金交付要綱(令和6年焼津市告示第84号)
- (2) 土地 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第2号に規定する土地をいう。
- (3) 家屋 地方税法第341条第3号に規定する家屋をいう。
- (4) 償却資産 地方税法第341条第4号に規定する償却資産で、生産又は研究に係るものをいう。
- (5) 固定資産税等 固定資産税及び都市計画税をいう。

(対象者)

第3条 補助金の対象者は、平成24年4月1日以後に市内に土地若しくは家屋を取得し、又は市内において償却資産を取得し産業立地奨励事業を行う民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人(以下これらを「企業等」という。)で、市税を完納しているものとする。

(交付額及び交付期間)

第4条 交付額は、次の表のとおりとする。

対象者	交付額	限度額
焼津市産業立地促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等	当該補助金交付要綱の補助の対象となる事業を実施するために取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税等のうち、第6条に基づき申請をした日が属する年度の前年度分に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	1年度につき3,000万円

静岡県新規産業立地事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等	当該補助金交付要綱の補助の対象となる事業を実施するために取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税等のうち、第6条に基づき申請をした日が属する年度の前年度分に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	
焼津市立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等	当該補助金交付要綱の補助の対象となる事業を実施するために取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税等のうち、第6条に基づき申請をした日が属する年度の前年度分に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	
県内立地工場等事業継続事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等	当該補助金交付要綱の補助の対象となる事業を実施するために取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税等のうち、第6条に基づき申請をした日が属する年度の前年度分に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	
焼津市次世代産業等立地事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等	当該補助金交付要綱の補助の対象となる事業を実施するために取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税等のうち、第6条に基づき申請をした日が属する年度の前年度分に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	

2 補助金の交付期間は、この要綱第7条による最初の補助金の交付の決定を受けた日の属する年度から起算して3年以内とする。

（予算措置の依頼）

第5条 補助金の交付を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、産業立地関係補助金の各要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の7月31日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 予算措置依頼書（第1号様式）
- (2) 企業等概要調書（第2号様式）
- (3) 補助金の交付を受けようとする日の属する年度の前年度に係る固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書又はこれらの写し

(4) 補助金の交付を受けようとする日の属する年度の前年度に係る償却資産種類別明細書又はその写し

(交付の申請)

第6条 企業等は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書（第3号様式）

(2) 市税を完納していることが分かる書類

(3) 固定資産税内訳書（第4号様式）

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた企業等（以下「交付決定企業等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(1) 申請した事項の内容に変更がある場合

(2) 工場等を廃止し、又は休止しようとする場合

(3) 産業立地関係補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については10年間）内において、産業立地関係補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする（以下「財産の処分等」という。）場合

2 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、交付決定企業等が第1項の承認を受けて財産の処分等をした場合は、補助金の全部又は一部を市に返還させることができる。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 前条第1項の承認を受けずに産業立地関係補助金の対象となった工場等を廃止し、又は休止した場合

(2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付の決定を受けた場合

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の承継)

第10条 交付決定企業等から事業を承継した企業等（以下「事業承継者」という。）は、当該交付決定企業等から交付決定を受けた事業を承継したときは、当該事業の承継をした日から10日以内に、権利承継承認申請書（第6号様式）に承継したことが分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(請求)

第11条 交付決定企業等は、補助金の請求をしようとするときは、交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。